

## 高齢者肺炎球菌予防接種について

### 1 背景

予防接種法施行令の改正に伴い、肺炎球菌予防接種は、平成 26 年 10 月 1 日から予防接種法で規定される定期接種（B 類疾病）に導入された。

しかし、平成 26 年度から平成 30 年度までの経過措置により、65 歳以上でありながら最長で 4 年間、対象年度の到来を待たなければならない者が出てくる。早期のワクチン接種を希望する者の経済的負担軽減のため、宮崎市は「命を守る事業」のひとつとして平成 25 年度から実施している任意接種費用の一部助成を、平成 27 年 3 月 31 日まで継続して実施する。

### 2 定期接種の内容（国の制度：平成 26 年 10 月 1 日から）

#### （1）対象者

65 歳の者

60 歳以上 65 歳未満の者で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、身体障がい者手帳 1 級を持つ者

- ・ただし、過去に 23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種したことがある者は除く。
- ・経過措置として、平成 26 年度から平成 30 年度までの間、 については、当該年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる者とする。また、平成 26 年度に限っては、101 歳以上の者も対象とする。
- ・対象者 として接種した場合、今後 に該当しても、必要な接種は済んでいるものとみなされ、定期接種の対象とならない。

#### 平成 26 年度の経過措置の対象者

対象者	生年月日
65 歳となる者	昭和 24 年 4 月 2 日生～昭和 25 年 4 月 1 日生
70 歳となる者	昭和 19 年 4 月 2 日生～昭和 20 年 4 月 1 日生
75 歳となる者	昭和 14 年 4 月 2 日生～昭和 15 年 4 月 1 日生
80 歳となる者	昭和 9 年 4 月 2 日生～昭和 10 年 4 月 1 日生
85 歳となる者	昭和 4 年 4 月 2 日生～昭和 5 年 4 月 1 日生
90 歳となる者	大正 13 年 4 月 2 日生～大正 14 年 4 月 1 日生
95 歳となる者	大正 8 年 4 月 2 日生～大正 9 年 4 月 1 日生
100 歳となる者	大正 3 年 4 月 2 日生～大正 4 年 4 月 1 日生
101 歳以上の者	大正 3 年 4 月 1 日以前の生まれ

#### （2）自己負担額

2 千円（対象者のうち生活保護受給者は、生活保護受給者証の提示で自己負担額免除）

#### （3）期 間

平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

#### （4）場 所

実施医療機関（宮崎市ホームページで公開中。医療機関窓口にはポスター掲示中。）

3 任意接種費用一部助成の内容（宮崎市の助成制度：平成25年4月1日から）

（1）対象者

接種日に65歳以上の者（定期接種対象者を除く）

- ・ただし、過去5年以内に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種したことがある者は除く。
- ・当該任意接種として接種した場合、今後定期接種の対象年齢になっても、必要な接種は済んでいるとみなされ、定期接種の対象とならない。

（2）自己負担額

医療機関によって異なる（市助成額は3千円）

（3）期 間

平成27年3月31日まで

（4）場 所

実施医療機関（宮崎市ホームページで公開中。医療機関窓口にポスター掲示中。）

【問い合わせ】

宮崎市健康支援課感染症係

電話 29 - 5286